

---

**企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発**

---

**本資料の目的**

1. 本資料では、第 49 回企業会計基準諮問会議（2023 年 11 月 22 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

**日本基準の開発****日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（リース会計）**

2. 2023 年 5 月 2 日に企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等を公表している。当該公開草案では、すべての借手のリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発を行っており、基本的な方針として IFRS 第 16 号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎として会計処理を行うことを提案している（参考資料 1）。2023 年 8 月 4 日に公開草案のコメントを締め切っており、45 件のコメントが寄せられた。第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）以降、公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討している。

**（金融商品会計（金融資産の減損））**

3. 前回の企業会計基準諮問会議では、それまでの審議の状況を踏まえ、ステップ 4<sup>1</sup>の検討を開始する前段階として、主にステップ 2 を適用する金融機

---

<sup>1</sup> 以下の 6 つのステップに分けた基準開発（公開草案の公表まで）を行っている。  
ステップ 1：ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択

ステップ 2：金融機関の貸付金に適用される会計基準（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準）の開発

ステップ 3：ステップ 2 を適用する金融機関の貸付金以外への適用の検討

ステップ 4：ステップ 2 を適用しない金融機関に適用される会計基準（IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準）の開発

関における開示について審議を行ったことをご報告した。

4. 前回の企業会計基準諮問会議以降、ステップ4の審議の進め方に関して審議し、まずは特に実務上の負担が重いと考えられる次の論点に焦点を当てて検討を進めている。
  - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
  - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
  - (3) 実効金利法に関連する論点（金融商品の測定に関する論点を含む。）
5. また、前項の論点に関して、第208回金融商品専門委員会（2023年12月12日開催）においてステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の代表者<sup>2</sup>への意見聴取を行い、第517回企業会計基準委員会（2023年12月27日開催）において意見聴取の概要を報告した。

## その他の主な会計基準の開発

### （金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い）

6. 2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表している。当該論点整理については2022年6月8日に締め切っており、16件のコメントが寄せられた。
7. 第47回企業会計基準諮問会議以後は、審議を行っていない。

### （グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応）

8. グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の取扱いについて検討を行い、2023年3月31日に実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第44号」という。）を公表した。
9. 今後の税制改正における対応を含めた実務対応報告第44号の改正について検討を行い、2024年1月24日に実務対応報告公開草案第68号（実務対

---

ステップ5：一般事業会社に関する検討

ステップ6：公開草案の公表

<sup>2</sup> 第208回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者に出席いただきご意見を伺った。

応報告第 44 号の改正案)「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」を公表し、2024 年 2 月 26 日までコメントを受け付けている。

10. また、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等(当期税金)の取扱いについても検討を行い、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等(当期税金)の会計処理及び開示について、2023 年 11 月 17 日に実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」を公表した。2024 年 1 月 9 日に公開草案のコメントを締め切っており、9 件のコメントが寄せられた。第 518 回企業会計基準委員会(2024 年 1 月 23 日開催)以降、公開草案に寄せられたコメントの対応を検討している。

#### (四半期報告書制度の見直しへの対応)

11. 2023 年 12 月 15 日に企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準(案)」等を公表している。当該公開草案では、開発にあたっての基本的な方針として、基本的に企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「四半期会計基準等」という。)の会計処理及び開示を引き継ぎ、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間(中間会計期間)とする中間財務諸表に係る取扱いと四半期会計基準等の取扱いに差異が生じる可能性がある項目については、従来の四半期会計基準等に基づく取扱いが継続して適用可能となる取扱いを提案している。
12. 2024 年 1 月 19 日に公開草案のコメントを締め切っており、13 件のコメントが寄せられた。第 519 回企業会計基準委員会(2024 年 2 月 5 日開催)以降、公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討している。

#### (パーシャルスピノフの会計処理)

13. 事業を分離・独立させる手段であるスピノフに関し、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフの会計処理について検討を行っている。
14. 2023 年 10 月 6 日に企業会計基準適用指針公開草案第 80 号(企業会計基準適用指針第 2 号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等を公表した。
15. 当該公開草案においては、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)することにより当該株式が子会社株式に該当しなくなる場合の会計処理を開発範囲とし、当該配当について連結財

務諸表及び個別財務諸表ともに損益を計上しない会計処理を提案している。

16. 2023年12月6日に公開草案のコメントを締め切っており、8件のコメントが寄せられた。第517回企業会計基準委員会（2023年12月27日開催）以降、公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討している。

#### **（上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い）**

17. 第516回企業会計基準委員会（2023年12月13日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業が投資する組合等への出資に関して、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討を行うことを決定し、第517回企業会計基準委員会（2023年12月27日開催）より審議を行っている。

#### **その他**

##### **（日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管）**

18. 企業会計基準委員会と日本公認会計士協会の協議により、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を企業会計基準委員会に移管するプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）を進めている。本プロジェクトでは、移管に着手する前の段階において、2023年6月20日に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」を公表し、以下を概要とする移管のアプローチ等に関する意見募集を行った。

- (1) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等についてはすべて移管プロジェクトの対象とする。その際、現状の実務指針等に関する内容については文言単位で一切変更しない。この移管は、2024年3月までに完了することを目途とする。
- (2) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等は移管プロジェクトの対象としないが、これらのうち、優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を実施する。この調査研究は、2024年6月までに完了することを目途とする。

19. 2023年8月25日にコメントを締め切っており、現在、2023年11月15日に「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」

が改正され、企業会計基準等に移管指針の区分が設けられたことを踏まえ、移管指針の体系及び移管指針に関する公開草案の公表方法などについて検討を行うとともに、継続企業及び後発事象に関する調査研究を行っている。移管指針の最終化は、現在、実務指針等の内容に関わる改正に係る公開草案が多数公表されていることに鑑み、2024年7月以降とすることを検討している。

20. また、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管にあわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととしている。

以 上